

大阪市立新北野中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「①主体的に学習に取り組む子ども。②集団活動を通して、互いに支え合い、励まし合い、認め合う子ども。③心身の健康づくりと体力の保持増進につとめる子ども」の育成のために「新北野中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめは、絶対に許されない「人権にかかわる重大な問題」であることを認識させる。
いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、人権にかかわる重大な問題である。また、すべての子どもに起こりうる問題であり、いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではない。
- ② 子どもたちが対等で豊かな人間関係を築くよう、人権教育や道徳教育を充実させる。
教育活動全体を通して人権教育や道徳教育を充実し、お互いの違いや良さを認め合い、他者の思いを共感的に受け止めることができる豊かな感性を育成するとともに、規範意識を高め、仲間とのコミュニケーション能力を育成する。
- ③ 学校と家庭・地域が一体となって取り組むよう連携を図る。
いじめは学校だけの問題ではなく、地域社会全体で、いじめを許さない環境づくりが必要である。学校・家庭・地域のそれぞれの立場からその責務を果たす。

3 いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 授業規律の確立
授業規律（チャイムで着席する・聞く姿勢を正す・私語など迷惑行為をしない・教具の準備を忘れない等）を全教科で徹底し、日々の授業を大切にする意識を高める。

② 「居場所づくり」をめざした「わかる授業」の推進

授業者による授業づくりの工夫はもちろんのこと、教科の観点からだけではなく、生徒指導の観点から教員同士が相互参観し、授業研究を伴った校内研修会を開催することで、自己の授業改善に役立て、「わかる」「できる」「楽しい」授業を進める。

③ 教師の指導力の向上

体罰や暴力による指導はあってはならない。教師一人一人が役割を自覚し、責任ある言動を率先してとる。教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導のあり方に細心の注意を払う。

(2) 自己有用感を高めるために

① 生徒の主体的な学校行事への取組を通して、自尊感情を高めさせる。

行事を通して育成したい力や目的を明確にし、すべての生徒が意欲を高めて活動できる内容を企画し実施する。また、事後のアンケート項目を工夫し、友達が頑張っていたことや感謝できたこと、なぜ目的が達成できなかったかを振り返り考えさせるコーナーを設定するとともに、それらを公表し、学年や学級の仲間と共有させる。

② 学級活動・生徒会活動や委員会活動を活性化し、集団の一員としての自覚と責任を高める。

学校や学級の代表として、学校生活の課題に向き合い、生徒同士や生徒と教師とのコミュニケーションを通して、自主性や課題解決力を育成し、人とのかかわる喜びを実感させ、集団の一員としての自覚と責任を高める。（生徒会活動による「募金運動」「ペットボトル回収運動」「あいさつ運動」「自主清掃活動」「意見箱活動」等）

③ 生活指導を基盤においた部活動指導を推進する。

規範意識の醸成、仲間意識の確立、自主性の育成とともに、「豊かな心」を育てる部活動を展開する。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

① 年間 35 回の道徳の授業時間を確保し、道徳教育年間計画に基づき道徳の授業をすすめる。

② 「障がい者問題」「性教育」「男女共生教育」等の人権教育を重点におく。

社会的弱者に対する差別や偏見を払拭し、全ての人の命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組を推進する。また、弱者に対するいじめは重大な人権侵害であり、いじめを知っていて知らない、見て見ぬふりをしている「傍観者」もいじめに加担している側であることを生徒に認識させる。

③ 全校集会や学年集会等の講話を充実させる。

日々の生活の中から起こった様々な事象等を材料に講話や諸注意を行い、健全育成に向けての意識付けを行う。

④ 「情報モラル教室」を実施し、保護者への啓発活動を行う。

ネット上のいじめ防止に向け、携帯やスマートフォンの安全で正しい使い方や、情報モラルを学ぶ取組を教育課程に位置づけ、保護者への啓発活動をすすめる。

⑤ 子どもと向き合う時間を確保する。

会議の時間を短縮し、日常的に相談できる雰囲気や、放課後の時間を部活動や補充学習等、生徒らとともに過ごす時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

4 いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 全教職員による生活指導体制を確立し、登校指導、校内巡視等、積極的な生徒指導を行う。
日々の出欠状況や部活動の参加状況に留意し、授業や休憩時間等、校内巡視を行い、生徒の発するサインを見逃さず、交友関係や暴力を伴わないいじめについても注意深く対応する。生活指導担当や管理職への報告を必ず入れ、全教職員で情報の共有化を図る。校内巡視には、生活指導支援員や教育活動支援員、学習ボランティアの協力も得る。
- ② 学級担任を中心に家庭訪問や電話連絡を密にし、保護者と連携して子どもを見守る体制をつくる。
- ③ 日常的に5W1Hの記録をつける。（学年ホワイトボードの活用）
- ④ 週に1回の主任会（管理職・生徒指導主事・学年主任）を開催する。
各学年および学校全体の生活指導にかかわる課題を共有するため、学年間での報告・連絡・相談を行い、学校としての指導方針を一本化する。
- ⑤ いじめに関する実態調査「いじめアンケート」を、年に3回実施する。
アンケートの趣旨や取扱いについて説明し、生徒が安心して記入できる環境を提供する。
- ⑥ 教育相談体制の充実を図る。
教育相談アンケートをもとに、教育相談を学期に1回（年3回）設定し、担任を中心に生徒との相談活動を行う。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの面談や支援によって、教育相談体制の充実を図る。
- ⑦ 生徒指導主事を通じて外部機関（警察、子ども相談センター、子育て支援室等）との連携体制を整える。
- ⑧ いじめ相談窓口等、各種相談窓口を学校からの配布物やメール・HP等で保護者・生徒に周知する。
- ⑨ PTAや保護者、地域の方からの情報を収集する。

5 いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合やいじめの相談を受けた場合は、すぐにその行為を制止し、担任および所属学年の教職員に連絡し、相談体制を整える。
- ② 被害者生徒の安全を確保しながら事態の把握につとめる。
- ③ 速やかにいじめ防止委員会に報告・相談し、対応策を検討し実施する。
- ④ 保護者へはその日のうちに連絡を入れ、事実関係を伝える。
- ⑤ 被害生徒やその保護者には、スクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
- ⑥ 加害生徒には謝罪等、形式的な方法だけでなく、人権感覚を高め、社会性の向上、人格の成長に主眼を置いた指導を組織的・継続的に行う。

⑦ 警察等関係諸機関と連携し、協力を得る。

⑧ 集団全体の課題としてとらえる。

「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。傍観者はいじめている側に入ることを理解させ、いじめを受けた者の辛さや苦しみを感じ、心の痛みに共感できる心を育て、生徒一人一人の行動の変容をめざす。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

＜組織名＞ いじめ防止委員会

＜構成＞ ◎学校長・教頭・生徒指導主事・生活指導部長・学年主任・養護教諭・生活指導支援員

※緊急事案に応じて、担任あるいは部活動顧問、ＳＣ等が加わる。

＜役割＞ ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。

・いじめの疑いにかかわる情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

＜年間計画＞

【委員会】

○委員会の実施 ※学期に１回 年４回（４月・７月・９月・１２月・１月・３月）

【調査・相談】

○生徒対象いじめアンケート調査 年３回（６月・１１月・２月）

○教育相談アンケート調査 年３回（４月・ ９月・１月）

【研修会】

○人権教育研修会（４月・１１月）

○生活指導研修会（４月・１１月・２月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

① ホームページや学校だよりによる情報発信を行い、家庭・地域等の方針等を周知するとともに啓発活動を行う。

② 学校協議会へ提案し、協力体制を構築する。（学校元気アップ本部事業による支援者募集等）

③ いじめ防止委員会への外部機関の支援を依頼する。（警察・子ども相談センター・ＳＳＷ等）

(3) 取組内容の検証

① 生徒・保護者・教職員による学校評価アンケート（学校教育診断調査）を実施し、いじめ防止委員会の取組についてＰＤＣＡサイクルを活用し、いじめ防止委員会で検証を行い、いじめ防止基本方針や取組に関する見直し・改善を図る。

② 未然防止の推進・再発防止に向けて、委員会が主体となり、いじめアンケートをもとに、件数および推移、いじめの実態やその内容等を把握し、いじめが発生した原因や背景を検証する。

7 重大事案への対処

<基本姿勢>

重大事案が発生した場合、いじめ防止委員会を中心に「調査チーム」を設け、実態把握を行い、速やかに教育委員会に報告し、連携して事態の早期対応・早期解決につとめる。

ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、
速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ① 学校の対応について
 - ・事実を隠蔽しない
 - ・誠意ある対応を心がける。
 - ・窓口を一本化する。
- ② 調査組織の設置や事実関係の明確化について
 - ・いじめ防止委員会の対応策のもと、「調査チーム」を結成し、実態把握を行う。
 - ・被害者・加害者の双方からの聴き取りや周囲の生徒からのアンケート調査をもとに、正確な事実関係を明確にする。
- ③ 被害生徒及びその保護者への対応と適切な情報提供について
 - ・被害生徒およびその保護者へは、調査結果を報告するとともに、改めて要望や意見を十分に聴取する。
 - ・必要に応じて生徒の緊急避難措置を検討し、実施する。
 - ・情報提供の際には、個人のプライバシーに配慮する。
- ④ 加害生徒及びその保護者への適切な情報提供および措置について
 - ・加害生徒およびその保護者へは、調査結果を報告するとともに、適切な指導を行う。
 - ・場合によっては警察や子ども相談センターと連携し、相談や通告を行う。
 - ・加害生徒の別室指導や自宅謹慎、出席停止の検討を行う。
- ⑤ 緊急保護者集会の開催を検討する。
 - ・事実関係を明確にし、一貫した情報発信につとめ、誠意ある対応を行う。
 - ・情報提供の際には、個人のプライバシーに配慮し、学校全体の生徒や保護者、地域に不安や動揺が広がったり、時には風評被害が起こったりしないよう考慮する。
 - ・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- ⑥ 教育委員会への報告について
 - ・事態が起こったらすぐに報告を行い、指示を受ける。
 - ・事態の進行状況を報告し、連携して調査および対応にあたる。
 - ・報告書を作成し、速やかに提出する。

※ いじめ発見の際の流れ（例）

